

# 特殊詐欺対策装置購入費の一部を補助します！

## 特殊詐欺対策装置 購入費補助金



高齢者をねらった詐欺が増えています！！  
特殊詐欺対策装置を設置して、対策しましょう！！

申請は  
1世帯1台限り

●特殊詐欺対策装置…対象の装置は、裏面の補助対象装置をご覧ください。

### \*\*\*対象\*\*\*

新都市在住の高齢者(65歳以上)  
がおられる①②③の世帯 (注)

- ① 高齢者のひとり暮らし世帯
- ② 高齢者のみで構成される世帯
- ③ 日中に高齢者のみが在宅となる世帯

### \*\*\*補助額\*\*\*

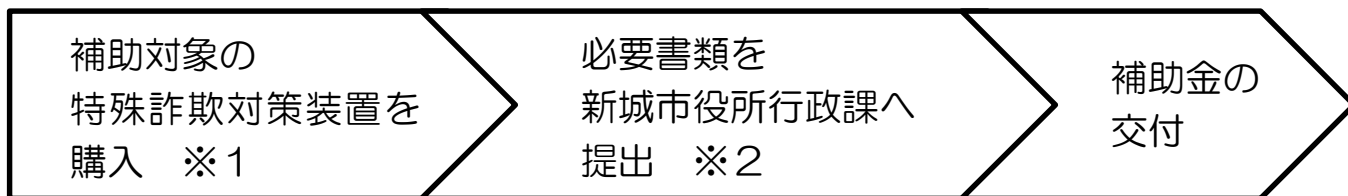
購入金額の2分の1

(上限7,000円・100円未満は切り捨て)

装置の本体価格のみ(消費税を含みます。)が  
対象となります。  
設置費用・配送料・ポイントで支払った金額  
は対象となりませんのでご注意ください。

(注) 市税を滞納している方がおられる世帯は対象外です。

### \*\*\*申請の流れ\*\*\*



※1 購入する店舗に指定はありませんが、**令和6年4月1日以降に購入したものが対象**となります。**装置が補助金の対象になるか心配な場合は、事前に行政課までご相談ください。**

※2 購入した年度内に必ず申請してください。**申請期限は令和7年3月1日**までとなります。また、予算額の上限に達した場合は終了します。  
申請の際は裏面の必要書類を提出してください。

※ 装置の設置・使用方法等については、販売店等にご確認ください。

## 補助対象装置

次の電話機が補助の対象です（新品に限ります）

### ①・②の機能が内蔵された固定電話機

①電話の着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能

②通話を始めると録音も始まる機能

**この通話は自動で録音されます**



※全国防犯協会連合会の推奨する優良防犯電話推奨品を参考としてください。

<https://www.bohan.or.jp/suishou/denwa.html>

## \*\*\*必要書類\*\*\*

1. 補助金交付申請書
2. レシート、領収書など支払完了を証明する書類の写し  
(申請者(購入者)の氏名、購入日、購入店、購入金額の記載があるもの)
3. 装置の機能が確認できる書類の写し(カタログ、取扱説明書等)
4. 特殊詐欺対策装置販売証明書(2と3の書類を提出できない場合)
5. 家族状況申出書
6. 補助金請求書 ※申請者(支払者)名義の口座番号を記載してください。

お問い合わせ先

新城市役所 行政課 市民安全係

TEL.0536-23-7611

窓口対応時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15